

田原本町コミュニティバス実証運行委託業務公募型プロポーザルに係る質疑回答書

番号	質疑内容	回答
1	6月下旬に役員の変更を予定しているため、履歴事項全部証明書の提出が6月30日までに提出できない可能性があります、その場合は後日の提出でも可能でしょうか。	役員変更前に参加申込書を提出する場合は、参加申込書提出時点の役員名簿(様式第4号)及びその時点での履歴事項全部証明書を提出し、役員変更の登記が完了した後、速やかに変更後の役員名簿(様式第4号)及び履歴事項全部証明書を提出してください。 役員変更から変更登記完了までの間に参加申込書を提出する場合は、変更後の役員名簿(様式第4号)、その時点で入手できる(役員変更前の)履歴事項全部証明書、役員変更に係る株主総会等の議事録を提出してください。また、役員変更の登記が完了した後、速やかに変更後の履歴事項全部証明書を提出してください。
2	業務内容(2)運行管理業務ケ、「車いすの方がいすを畳んで乗り降り出来るよう対応」とありますが、福祉車両または車いす対応が可能なように改造した車両でなければならないのでしょうか。	福祉車両又は車いす対応が可能なように改造した車両は、必須ではありません。
3	運行車両(1)について、車両の購入を検討しておりますが、第二次審査結果の通知が7月下旬であり、中古車両を購入した場合であっても手続きや車両点検整備等で運行開始の10月2日に間に合わない可能性があります、その場合は代替車両での運行は可能でしょうか。	国土交通大臣の登録を受ければ可能です。
4	運行車両(2)代替車両について乗車定員が同等以上のものとありますが、車両サイズが大きくなることから運行ルートも代替車両を想定したルートになると考えますが、その考えでよろしいでしょうか。(定員が少なくなる、例えば10人乗の車両ではだめでしょうか)	「同等以上」であるため、必ずしも車両サイズが大きくなるとは限りませんが、代替車両の車両サイズが大きくなる場合は、それを踏まえた運行ルートを提案してください。定員が少なくなることは不可とします。
5	運行車両(2)代替車両について、他で使用している送迎バス等を活	国土交通大臣の登録を受ければ可能です。

	用する場合、送迎バス用のラッピングが施されていますが、代替車両としての使用は可能でしょうか。(会社名等はマグネット板等で目隠しする予定です)	
6	運行管理業務等の受託した業務の全部または一部を、関係会社等の第三者に再委託することは可能ですか。	受託業務の全部又は主要な一部を第三者に再委託することはできません。